

## 第4節 騒音・振動の防止

### 1 現状と課題

騒音に関する苦情は公害苦情件数全体の中でも大気・悪臭とともに多く、振動に関する苦情は公害苦情件数全体の1%程度という状況です。

発生源については、工場・事業場等の操業、自動車・鉄道の通過、建設作業、更にはカラオケや拡声機、住民の日常生活に伴うものなどがあります。

騒音・振動問題については、工場・事業場、自動車、鉄道といった発生源に着目し、それぞれに応じた対策に取り組むとともに、騒音・振動の監視測定体制の充実を図ることが必要です。

### 2 自動車騒音・道路交通振動防止対策の推進

府及び府内関係市町では、道路に面する地域以外の地域（一般地域）69地点、道路に面する地域141地点において騒音等の測定を実施しています。

13年度の測定結果を環境基準と比較したところ、測定地点における環境基準の達成率（点評価）は、一般地域で昼間94.2%、夜間79.7%、道路に面する地域で昼間52.5%、夜間44.7%でした。

表3-36 一般地域及び道路に面する地域における環境基準の達成状況（点評価）

#### ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

	A地域	B地域	C地域	合計
昼間	26/29(89.7%)	26/27(96.3%)	13/13(100%)	65/69(94.2%)
夜間	23/29(79.3%)	21/27(77.8%)	11/13(84.6%)	55/69(79.7%)

#### イ 道路に面する地域

	A地域2車線以上	B地域2車線以上	C地域1車線以上	幹線道路近接空間	合計
昼間	0/10(0%)	1/7(14.3%)	2/3(66.7%)	71/121(58.7%)	74/141(52.5%)
夜間	3/10(30.0%)	2/7(28.6%)	2/3(66.7%)	56/121(46.3%)	63/141(44.7%)

- (注) 1 A地域とは、専ら住居の用に供される地域、B地域とは、主として住居の用に供される地域、C地域とは、商業・工業等の用に供される地域  
 2 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲  
 3 昼間とは、午前6時から午後10時までの間、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間

また、道路に面する地域のうち、府が測定を実施した主要道路及び京都市が測定等を実施した京都市内の主要道路について、道路に面する地域に立地する住居等の騒音値を測定結果に基づき道路からの距離、建物の立地状況等に応じて推計し、環境基準と比較したところ、道路に面する地域における環境基準の達成率（面評価）は、昼間89%、夜間82%でした。

表3-37 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面評価）

	評価住居戸数（戸）			環境基準達成住居戸数（戸）			達成率（%）		
	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計
昼間	47,153	9,573	56,726	41,866	8,696	50,562	89	91	89
夜間				38,608	7,844	46,452	82	82	82

(注) 達成率は、環境基準達成住居戸数 / 評価住居戸数 × 100 (%) により計算し、数値については、四捨五入しています。

なお、自動車騒音については、騒音規制法第17条において、自動車騒音に係る要請限度等が定められ、市町村長は、指定地域内における自動車騒音が一定限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、府公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できることとなっています。（13年度における要請実績はなし。）

また、府では、低騒音性舗装（排水性舗装）の施工等道路構造の改善を図ることにより、自動車騒音等の軽減に努めています。

### 3 新幹線鉄道騒音・振動防止対策の推進

府及び府内関係市町では、新幹線鉄道の沿線10地点において騒音等の測定を実施しています。

13年度の測定結果を環境基準と比較したところ、測定地点における環境基準の達成率は30.0%でした。

府では、測定データを基に鉄道事業者へ騒音・振動防止対策を要請しています。現在までに防音壁の設置や新型車両の導入等の対策が順次とられてきています。

表3 - 38 新幹線鉄道の沿線における環境基準の達成状況

	12年度	13年度
類型	2 / 7 (28.6%)	1 / 7 (14.3%)
類型	3 / 3 (100%)	2 / 3 (66.7%)
計	5 / 10 (50.0%)	3 / 10 (30.0%)

（注） 類型 とは、主として住居の用に供される地域、類型 とは、商業・工業等の用に供される地域

### 4 近隣騒音防止対策の推進

府では54年11月、全国に先駆け、飲食店等のカラオケ等音響機器の使用を制限すること等の規定を旧公害防止条例に設け、7年12月に制定した府環境を守り育てる条例もこれを引き継ぎ、表3 - 39のように規制を設けています。

また、一般家庭のテレビ・ピアノ・エアコンの音などによる生活騒音については、府環境を守り育てる条例第55条で「何人も、生活騒音の防止に配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏維持に努めなければならない。」と規定するとともに、住民の騒音防止意識やマナーの向上を図るため、啓発活動を行っています。

表3 - 39 府環境を守り育てる条例による規制

対象となる行為	規制内容	時間帯	備考
住居地域におけるカラオケ等音響機器の使用	使用を禁止（外に漏れない場合を除く）	午後11時～午前6時	指定地域内
住居地域等のカラオケ等音響機器の使用等	音量を制限	午後10時～午前6時	〃
住居地域等で資材等を屋外で常時保管する場所での作業	〃	〃	〃
航空機からの拡声機による商業宣伝	使用を禁止	正午～午後1時を除く全時間帯	京都市は全時間帯

### 5 工場・事業場の騒音・振動防止対策の推進

府では、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域として、14年3月末現在12市9町の都市計画

法の用途地域を指定(京都市については京都市長が指定)するとともに、規制基準を設定しています。

更に、府環境を守り育てる条例では、(1)法に基づく施設以外に苦情のあった施設を加え、規制の対象となる「特定施設」の種類を拡大、規模を下げ、(2)法に基づく指定地域以外の地域にも特定施設の届出義務をいわゆる「横出し」規制として付加し、法よりも厳しい規制を行っています。

なお、工場・事業場等に係る騒音・振動の規制と同様、特定の建設作業を行う場合の騒音・振動についても規制基準を設定しています(指定地域は工場等の場合と同じ)。

発生源の状況については、騒音規制法に基づく規制対象工場等数は、14年3月末現在で6,682工場等、特定施設数は、38,832施設となっており、織機・空気圧縮機で全体の74.3%を占めています。また、府環境を守り育てる条例に基づく騒音に係る規制対象工場等数は、14年3月末現在で9,060工場等、特定施設数は73,327施設となっており、圧縮機・金属加工機械で全体の60.5%を占めています。

同様に振動規制法に基づく規制対象工場等数は、14年3月末現在で3,983工場等、特定施設数は20,228施設となっており、織機・金属加工機械で全体の72.6%を占めています。また、府環境を守り育てる条例に基づく振動に係る規制対象工場等数は、14年3月末現在で3,595工場等、特定施設数は20,317施設となっており、冷凍機・金属加工機械で全体の79.5%を占めています。

また、13年度に騒音規制法又は振動規制法に基づき届出のあった特定建設作業の件数は、騒音規制法に係るものが615件、振動規制法に係るものが256件となっています。